

第三者評価結果シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

株式会社 ブルーライン

②施設名等

名称：	かしのき荘
施設長氏名：	鈴木 勝
定員：	20名
所在地(都道府県)：	埼玉県
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人 愛抱会

③理念・基本方針

(1) 理念 親子の未来を育む
(2) 基本方針 利用者も職員も共に成長する

④施設の特徴的な取組

母親に対しては未離婚者がほとんどであり、弁護士との打ち合わせ、調停、裁判などに同行を行っている。また、精神科への受診を必要とする母子への病院への同行も行う。安全安心の生活を送ることにより精神の安定を図る。子に対しては学習指導により基礎学力の向上を図り、暴力を使わない問題解決の方法を教え、DVの父からの影響を極力正している。
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2016/10/5
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2016/12/15
受審回数	2回
前回の受審時期	平成25年度

⑥総評

◇特に評価の高い点

(1) 職員の働きやすい職場環境

施設長は、職員への公平な利益配分を明確にする為、損益や今後の収益計画等を明示しており、賞与の設定も分かり易い仕組みが設定されています。又、有給や残業実績の使い方に付いて、職員の都合に合わせた使用方法を選択する事が出来る仕組みとなっており、ワークライフバランスを確保する為の一助ともなっています。

(2) 母親と子どもを尊重した支援

理念・基本方針は、端的に施設の目指す所を表現しており、そこから母親と子どもを尊重した支援の実施方法に付いて読み取り、又、全国母子生活支援施設協議会で作成された倫理要綱に基づき、或いは職員ハンドブックを用い、標準的な実施方法として実践しつつ、母親と子どもの尊重や基本的人権に配慮し支援を行っています。子どもの権利ノートを使用しながら、施設で勉強会・研修も実施しています。

(3) 支援内容の説明

分かり易く書かれた「生活のきまり」や「施設設備・備品について」、パンフレット等で施設の特性等を図や絵を用いて説明しています。又、施設見学・入所面接・入所時説明等の際にも説明しており、情報提供の内容に付いては適宜、見直しがされています。

又、支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、母親と子どもが分かり易い様に工夫した資料を用いて説明し、母親と子どもの自己決定を尊重し同意を得た上でその内容を書面で残しています。意思決定が困難な母親と子どもに対しては、子ども会議・家族会議と云う仕組みを準備し、理解出来る様、配慮しています。

◇改善を求められる点

(1) 中期計画と事業計画

中期計画、及び年度の事業計画は設定されていません。将来の目標を定め、その達成の為に支援の内容や組織体制・設備の整備・職員体制・人材の育成等をどの様に進めて行くのか、又、基本となる収支計画がないと事業の存在意義すら不明確になってしまうと感じられます。内外に目指す所を明確に指し示し、その成就の為に年度每一步改善しながら成果を上げて行く事が、求められるのではないのでしょうか。

(2) 利用者の満足度

母親と子どもの満足度調査は実施されていません。個別面談や満足度を把握する目的での聴取等も行われておらず、母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みが全くない中、メンタル面での繋がりをどの様に確保しているのか、理解出来ません。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受ける事によって3点の見直し（利点）を得ることができました。

1点目、事業に対する中長期計画がされてなかった点がCとなりましたが、そもそも事業を行事と勘違いしていたところがあり、中長期計画が作れていませんでした。今後、地域へのアウトリーチをすることによって地域に必要な法人となるべく中長期計画を作成したいと思います。

2点目、職員の育成に関しては職員の目指すべき計画票がなく、中長期計画が作れてなかったが、今後、職員の目指すべき姿を示し、年度初めには職員自身の計画票を提出させ、施設長面接も導入いたします。

3点目、第三者評価を受ける事により、新人のレベルアップになりました。

今後も第三者評価を利用し施設の安定経営に結び付けたいと思います。

⑧第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目） I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
理念・基本方針は、法人と内容が同じ内容となっており、所内に掲示がされ職員に周知されているが、事業計画やパンフレット・ホームページ等に記載されておらず、対外的に表明していない。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
全国母子生活支援施設協議会の役員や関東ブロック・埼玉県でも役員等をこなし、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータの収集・分析をしており、常に時代の変化や経営環境の課題を把握し、職員に伝えている。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
職員体制については、常に余裕を持って体制作りをしているが、精神的に障害を持った母親の増加に対し、最低職員の規定の枠内では不足の状態も発生している。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
中・長期計画は設定されておらず、それに関わるPDCAの展開は、されていない。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
中・長期計画は設定されていない為、年度毎の事業計画との関連は確認出来ない。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
年度の事業計画の設定はされておらず、それに関するPDCAの展開は、されていない。	
② 7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	c
年度の事業計画の設定はされていない為、利用者への説明はされていない。	

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結
① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
個別の支援内容については、支援の振り返りや今後の方向性についての検討はケース会議において進められているが、組織としての支援の質の向上に対する取組はされていない。第三者評価は定期的に受審している。	
② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
改善・質の向上に対して、計画的な展開がされていない為、その評価結果から改善策や改善計画を策定すると云う事はされていないが、課題を職員間で話し合う事で周知・共有化は図っている。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
施設長は、職務分掌に自身の役割と責任を表明しており、年初において年度の重点テーマを職員に伝え、職員会議や所内研修においても明確にしているが、外部への発信がない事と不在時の権限委任に付き、文書化されていない点が指摘される。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
施設長は、機会が有る毎に自ら法令に関わる講習会等に参加しており、又、職員にも内部・外部の研修会や勉強会への参加を促し、周知・徹底を図っている。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
自己研鑽を促す為の研修制度が策定されており、意欲や効果に見合った3段階のレベルの設定により、施設が費用/交通費負担・有給使用可等の援助を行っている。只、職員との個人面談が行われていない為、意思疎通や方針の徹底・職員の意向確認等に於いて、課題が残ると感じられる。	
② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、職員への公平な利益配分を明確にする為、損益や今後の収益計画等を明示しており、賞与の設定も分かり易い仕組が設定されている。又、有給や残業実績の使い方に付いて、職員の都合に合わせた使用方法を選択する事が出来る仕組となっており、ワークライフバランスを確保する為の一助ともなっている。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結 果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
資格取得に対する奨励(資格試験補助金制度)を行っており、職員の励みとなっている。又、退職する職員が殆どなく、人員の育成や人員体制の充実に寄与している。只、中期的、或いは年度の中でも人員体制に関する計画は策定されておらず、従って計画に基づいた福祉人材の確保や採用等は実施されていない。	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	c
人事考課制度は設定されておらず、評価基準も設定されていない為、実績の評価や内容分析、職員へのフィードバック面談等は実施されていない。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
施設長は、職員個々の状態に付き日々の支援状況から把握しており、労務管理に関する責任体制を明確にしている。又、有給や残業実績の使い方に付いて、職員の都合に合わせた使用方法を選択する事が出来る仕組となっており、ワークライフバランスを確保する為の一助ともなっている。只、職員との個人面談が行われていない為、意思疎通や方針の徹底・職員の意向確認等に於いて、課題が残ると感じられる。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
個人の年度方針を設定しての目標管理は行われていない。故に、それに関連してのPDCAのチェックや個別面談も行われていない。	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
施設における事務・経理・取引等に関する職務分掌と権限・責任は明確に設定されておらず、又、関連するルールや規定も明確になっていない。施設内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理、又、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設の実情に応じて検討する必要があると思われる。監事による内部監査、税理士による外部監査は、定期的実施されている。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結 果
①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
DVの受入が多い施設と云う事もあり、その守秘性や安全を如何に担保するかが大きな課題である為、地域との交流は限られている。又、行政としても生活保護世帯の増加を如何に食い止めるかと云う課題の中での支援である為、定住に対しての支援を受ける事の難しさが有る。子どもの生活の中では、学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
ボランティアの受入マニュアルを準備し、基本姿勢も明らかにしているが、地域の学校教育や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力はされていない。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
地域の関係機関や団体に付いては、リスト化され職員間で情報の共有化が図られており、定期的に連絡会等が開催され、関係機関等との連携が適切に行われている。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
施設内研修においては、施設職員に限らず、学校職員や保護司会などに呼びかけ、子供の成長に役立つ講演会等を主催している。集会室では地域の子どもたちの利用も可能となっている。地域の防災協定に加盟し、活動している。		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
平成28年度より彩の国セイフティーネット事業に登録し相談に対応出来る仕組みは構築されている(実績は今後)。その他、貧困家庭の学習支援事業を来年度より始めるべく、準備を進めている。民生委員や児童委員ルートでの地域ニーズの把握はされていない。		

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結 果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
理念・基本方針は、端的に施設の目指す所を表現しており、そこから母親と子どもを尊重した支援の実施方法に付いて読み取り、又、全国母子生活支援施設協議会で作成された倫理要綱に基づき、或いは職員ハンドブックを用い、標準的な実施方法として実践しつつ、母親と子どもの尊重や基本的人権に配慮し支援を行っている。子どもの権利ノートを使用しながら、施設で勉強会・研修を実施している。		
②	29 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。	b
個人情報保護規程はあるが、プライバシー保護に関する規程・マニュアル類は準備されていない。同様、虐待防止や権利擁護に関しても、準備されていないが、居室の作りやバス・トイレ、子どもの年齢に応じた住空間の提供等、設備的にプライバシーを保護する工夫はなされている。		

(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a	
分かり易く書かれた「生活のきまり」や「施設設備・備品について」、パンフレット等で施設の特性等を図や絵を用いて説明している。又、施設見学・入所面接・入所時説明等の際にも説明しており、情報提供の内容については適宜、見直しがされている。			
②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a	
支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、母親と子どもが分かり易い様に工夫した資料を用いて説明し、母親と子どもの自己決定を尊重し同意を得た上でその内容を書面で残している。意思決定が困難な母親と子どもに対しては、子ども会議・家族会議と云う仕組みを準備し、理解出来る様、配慮している。			
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a	
支援の内容の変更にあたり、地域のケースワーカーや民生委員と連携し、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮している。施設を退所した時に、母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。退所後の相談については、予約制ではあるが何時でも対応出来る準備がされている。			
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。			第三者 評価結
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c	
母親と子どもの満足度調査は実施されていない。個別面談や満足度を把握する目的での聴取等も行われておらず、母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みが全くない中、メンタル面での繋がりをどの様に確保しているのか、理解出来ない。			
(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	
苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されており、苦情を申し出しやすい工夫として母親は「希望の家」箱、子どもは「子ども相談箱」が設置されているが、仕組みを説明した掲示物等は準備されていない。苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されており、解決後に必ずフィードバックされており、公表できる物は公表している。			
②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b	
相談方法につき、子どもについては権利ノートに仕組みの説明がされており、外部(児相や行政等)も含め、表示されているが、母親向けについては、外部相談窓口の紹介も無く、殆どの母親が認識していない。			
③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	
施設においては、母親と子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。又、母親と子どもからの意見や要望・提案等への対応に付いても仕組みを確立する事が重要であり、苦情対応とは分けて対応マニュアル等の策定が必要です。出された相談や意見に迅速に対応する対応を図っており、適宜、支援方法の改善も行っている。			
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。			第三者 評価結
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	
リスクマネージャーの任命はされていないが、リスク別に対応マニュアルは整備されている。又、ヒヤリハット事例の収集はされているが、その要因分析・対応策策定・実施と云う一連の改善対応はされておらず、再発に付いての検証も確認出来ない。			
②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	
感染諸対策については、各感染症毎に対応マニュアルが整備されており、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。又、感染症対策に関する外部講習や内部の勉強会が積極的に行われ、定期的な見直しが行われ職員に周知されている。			
③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a	
災害時の対応につき、マニュアルが整備されており、対応体制が整えられている。毎月1回、避難訓練が実施されており、地域の自治会とも防災協定を締結している。建物が耐震性に優れている為、災害時には避難所としての活用も検討されている。食料や備品類等の備蓄に付いても管理者を決めて備蓄を整備している。			

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
埼玉県社協が編纂した職員ハンドブックや厚労省版運営ハンドブックに基づき、標準的な実施方法が決められている。又、母親と子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢も明示されている。内容については、定期的な見直しが行われている。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
標準的な実施方法の基準として「ハンドブック」が活用されており、日常の支援の中で起こる改善については、職員が何時でも誰でも提案できる仕組みになっており、常時見直しが行われている事となっている。その内容は、自立支援計画の内容や母親・子どものアイデアからも提案され、全体のバイブル的になっている。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
母担当・子ども担当別に自立支援計画策定の責任者を設置している。実施に当たってはそのケースにより児相や福祉事務所・医師等も参加して開催される事もある。又、アセスメントから母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズを織り込んだ自立支援計画が作成され、半年毎の評価・見直しで内容の確認をして行く仕組みが構築されている。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
自立支援計画の内容の見直しについては、ケース会議にて母親担当・子ども担当始め、関係職員全員が出席して検討会が開催される。自立支援計画は、必要に応じ見直しが行われる仕組みとなっており、定期的(年2回)な見直し以外でも変更する仕組みが整備されている。		
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
自立支援計画の記録方法については、回覧/捺印と云う報告様式で、記録内容・方法・書式といった内容に付きチェックされ、都度指導が行われる方式となっており、職員間での情報共有もなされている。		
②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
文書管理保護規程・個人情報保護規程に基づいた母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。又、記録の管理について、個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。		

内容評価基準（28項目） A-1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a
<p>支援の内容が母親と子どもにとって最善の利益になっているか、或いは母親と子どもの個人を尊重し、母親と子どもの希望や意見に可能な限り応えているかと云う事に付き、現在行っている「子ども権利ノート」の編纂作業や、施設の意見の集約を行う事により、又、職員一人一人が、実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、実践の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図って、協働性を高めている。</p>		
(2) 権利侵害への対応		
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<p>職員は、当施設がDV受け入れ施設である事、DVが連鎖として起こる事、施設がその連鎖を断ち切るために存在する事等を理解しており、その為には職員自身が暴力を使ってはいけない事を職員一同確認をしている。継続的に権利ノートの見直し研修を行っており、不適切な関わりが行われていない事を日常的に職員会議で確認している。</p>		
②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p>母親の集会や子供会議に於いて、不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。不適切な関わりへの早期発見に備え、日々の表情や言動に注意している。不適切な行為が疑われる場合は、家族会議を開催し母親と子ども双方の言い分をそれぞれ聴取しながら、関係の修復を図っている。</p>		
③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>不適切な関わりへの早期発見に備え、日々の表情や言動に注意している。権利ノートを使用しての講義や子供会議に於いて問題を提起し、子ども達に解決させる様、導いている。子どもとは極力何でも話せる関係の構築に努めている。</p>		
(3) 思想や信教の自由の保障		
①	A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
<p>思想・信教の自由は保障しており、個人の宗教活動は尊重しているが、施設内での布教活動は行わない事や子どもの権利が侵されない様、注意している。</p>		
(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
①	A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p>子どもの行事に関しては、子供会議の中で検討され決定している。所内ルールに付いても、子どもからの提案を促し子どもから出た意見を尊重し、設定している。自己表現力に劣る子どもに対しては、子ども同士の中で意見を言う機会を作る様、さりげなくフォローしている。母親に付いても、社会生活の中での知恵と云った事から話をする中で指導しているが地域との関わりに於いては何も出来ないのが現状である。</p>		
(5) 主体性を尊重した日常生活		
①	A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p>自分に自信のない母親に対しては、褒める事を主体に日常の会話を心掛けている。その様な中から、自身が付いてきた母親には、自立する事も目指しより積極性が発揮出来るステージも準備し支援している。</p>		
②	A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p>母親も楽しめる様、旅行等の企画を相談しながら決めている。食べ放題企画の人気の高い。又、母親が参加し易い様、保育サポートを行い、実施する内容・時間等も工夫している。行事開催後、次回に向けての反省会は必ず開催されている。</p>		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p>退所後の支援計画は無いが、退所先の行政機関を始め、関係する機関への引き継ぎ作業は手順を定め行っている。又、退所後のアフターケアに付いては、相談窓口の設置・案内や架電、施設行事への招待等で継続的な支援を行っている。</p>		

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結
①	A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
<p>少年指導員を中心に、日常の学習や相談に応じる事で支援している。母子間で問題が出た場合は、家族会議を開催しお互いの言い分を聞いた上で、調整を図っている。母親が自己決定できずにいる場合は、いくつかの例を示して結論を導く様、指導している。専門的な支援を行う為に、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置している。</p>		
(2) 入所初期の支援		
①	A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p>個別の自立支援計画は、母親や子どもの状況に合わせて作成時期をフレキシブルに設定している。まずは安心安全との意識を持って貰う事を優先している。必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。居室は、母親と子どもが生活する為に十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっており、1部屋ではあるがバリアフリー対応の部屋も準備されている。</p>		
(3) 母親への日常生活支援		
①	A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p>母親に対して、メニュー決めや料理の支援、栄養管理等の食生活への支援、又、心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりしている。必要に応じて衛生面や家計・貯蓄の管理等の支援も行っている。</p>		
②	A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p>母親の状況に応じては、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行うと共に、必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。母親が子どもを客観的に理解出来る様に、発達段階や発達課題に付いて示し、適切な子育てや関わりに付いて分かり易く説明している。</p>		
③	A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b
<p>仕事からの帰宅時には、担当職員が必ず声掛けをしたり、相談に応じる等の対応をしている。尚、当施設では母親同士の交流を積極的には推進しておらず、むしろ余りベッタリにならない様、配慮している。母親担当は、基本的には入所から退所までを一貫して支援している。施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じた場合は、必ず職員が間に入り、その関係性を修復もしくは改善する為の支援を行っている。</p>		
(4) 子どもへの支援		
①	A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
<p>子どもに対しては、過剰な課題を与えない様に子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。子どもの行動範囲に付いては、年齢に応じて徐々に行動範囲を広げて許可しているが、あくまで安全の確保が前提である。DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。</p>		
②	A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p>学習室はパーテーションで区切られ、落ち着いた環境で学習できる環境になっている。学校から帰宅後は、ボランティアの協力の下、先ず宿題を終わらせてから遊びに行く様、指導している。進学や就職への支援に付いて、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。</p>		
③	A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
<p>子どもにとって一番近い大人モデルとして、職員は模範となる様、心掛けている。又、ボランティアや実習生等、様々なおとなとの出会いの機会を設ける事で、将来に向けて夢が持てる様、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。自分の気持ちを言葉で適切に表現し、相手に伝える事に付いて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上する様、支援している。</p>		
④	A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
<p>性教育は、個別に心理士を中心に行っており、年齢、発達段階に応じて、性に付いての正しい知識、関心が持てる様、支援しているが、年齢に応じた性教育プログラム等の準備は無い。</p>		

(5) DV被害からの回避・回復		
①	A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	c
県からの要望も無い為、緊急利用には対応していない。		
②	A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うと共に、更新も含め必要に応じて法的手続きの為の同行等の支援を行っている。又、弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。		
③	A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復する為の支援を行っている。心理療法を活用し、施設の心理療法士と連携し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。		
(6) 子どもの虐待状況への対応		
①	A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
職員は、一番近い大人モデルとして暴力によらないコミュニケーション方法等を指導している。職員は、子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを素直に話せる時間を作っている。心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施しており、職員は被虐待児に対する支援の専門性を高める為の職員研修等に積極的に参加している。		
②	A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
児童虐待の発生やその疑いがある場合は、児童相談所に通報し連携して対応している。被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用している。必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・保健センター・病院等と情報交換や連携を図り対応している。		
(7) 家族関係への支援		
①	A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
母親や子どもの家族関係や不安に関する相談に適宜応じており、家族の中の感情の行き違いや意見の相違がある場合、家族会議を開催し、適切に介入する事で問題解決の調整を行っている。		
(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援		
①	A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
障害や精神疾患は母、子に関係なく病院への同行を行っている。外国人の場合は学校、保育園との連携、配布物の通訳などを行っている。精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援も行っている。		
(9) 就労支援		
①	A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行等の支援を行っている。又、母親が安心して就労出来る様に補完保育（残業や休日出勤時の保育等）、病後児保育、学童保育などを行っている。		
②	A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
母親が望む場合、就労継続の為に職場との関係調整を行っている。職場環境、人間関係に関する相談や助言等、個々に対応し幅広い支援を行っている。障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。		
(10) スーパービジョン体制		
①	A28 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
スーパーバイザーは配置されていない。職員の相談に対する対応は、心理担当職員が応じている。職員相互が評価し、助言し合う事を通じて、職員一人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる様な取組をしている。		